

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 11月27日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名)

5番	西原芳明
6番	金一和美

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第20号 農地所有適格法人の要件確認結果について
第5	報告第21号 農地移動適正化あっせんの結果について
第6	報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第40号 賃貸借の合意による解約について
第8	議案第41号 農地法3条の規定による許可申請について
第9	議案第42号 農用地利用集積計画の承認について
第10	議案第43号 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小泉政敏
次長	迫田久
行政専門員	横山智

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和2年第11回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願うところですが、追加議案を提案したく、改めて議事日程、追加議案を配布させていただきました。よろしく願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第11回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。早いもので今年もあとひと月あまりとなりました。農作業のほうも終了し、農家の皆様も今年の収支がどうなるのかと、頭を悩ませる方もいるのではないかと思います。コロナも第3波という事で、北海道も大変なことになっている様でございますが、今月の11日に北見の繁華街でも、クラスターが発生したということです。12月にはいりまして、忘年会シーズンでございましたけれども、我慢の師走になるのではないかと思います。JAの方から12月は忘年会・飲食は禁止という言葉でFAXが送られてきました。なんとかコロナが落ち着き、良い年末年始になる事を、願いたいと思います。それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしく願いします。

議長： ただいまの出席委員は、9名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に4番 嶋田委員、7番 迫田委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに
主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりであります
のでご了承願います。

議 長： 日程第4 報告第25号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告につい
て」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：次長

議 長：事務局次長

事務局： それでは、報告第20号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告につい
て」報告いたします。農業所有適格法人要件確認一覧をご覧ください。柳瀬産
商（株）1件です。報告されました農地所有適格法人につきましては、すべて
の項目について要件を満たしている事を確認いたしました。次ページに要件を
記載しておりますのでご確認下さい。 以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第20号について、ご意見ご質問ありましたらお願
いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第20号については、報告のとおりご了承
願います。

議 長： 続きまして日程第5 報告第21号「農地移動適正化あっせんの結果につい
て」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 報告第21号「農地移動適正化あっせんの結果について 」を説明いたしま
す。

番号21-1号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんにつ
いて、成立したので報告いたします。

あっせん委員 田原委員・近藤委員・金一委員

あっせん日 令和2年11月12日 1回 内容 売買

譲渡人 活汲●● ●●

譲受人 活汲●● ●●

所在 活汲●●番 1筆 地目 畑

合計面積 18,956㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次ページに添付しております。

番号21-2号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、成立したので報告いたします。

あっせん委員 石橋委員・西原委員

あっせん日 令和2年11月16日 1回 内容 売買

譲渡人 美幌町字●● ●●

譲受人 沼沢●● ●●

所在 沼沢●● 外合計5筆 地目 畑

合計面積 35,939㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次ページに添付しております。

番号21-3号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、下記のとおり成立したので報告いたします

あっせん委員 石橋委員・西原委員

あっせん日 令和2年11月16日 1回 内容 売買

譲渡人 旭町●● ●●

譲受人 沼沢●● ●●

所在 沼沢●● 外合計5筆 地目 畑

合計面積 126,466㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次ページに添付しております。

番号21-4号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、下記のとおり成立したので報告いたします

あっせん委員 巴委員・佐野委員・細川委員

あっせん日 令和2年11月17日 1回 内容 売買

譲渡人 北見市●● ●●
譲受人 豊永●● ●●
所在 高台●● 外合計3筆 地目 畑
合計面積 34,564㎡ 売買価格 ●●円
位置図は次ページに添付しております。

番号21-5号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、下記のとおり成立したので報告いたします。

あっせん委員 巴委員・佐野委員・細川委員
あっせん日 令和2年11月17日 1回 内容 売買
譲渡人 美幌町字●● ●●
譲受人 美都●● ●●
所在 美都●● 外合計2筆 地目 畑
合計面積 54,943㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 報告終わりました。報告第21号1から5号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第21号-1号から5号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 報告第22号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 報告第22号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を説明いたします。

番号29

譲渡人 共和●● ●●

譲受人 共和●● ●●

土地の所在 共和●● 外合計2筆 地目 公簿・現況 畑 です。

面積合計 33, 329㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 相続

土地引渡し時期 令和元年12月21日

届出理由 死亡による相続

番号30

譲渡人 沼沢●● ●●

譲渡人 美幌町字●● ●●

土地の所在 沼沢●● 外合計5筆 地目 公簿・現況 一部牧場他、畑

面積 35, 939㎡ 利用状況 畑 契約種類 相続

土地引渡し時期 平成24年3月20日 届出理由 死亡による相続

位置図は次ページに添付しております。以上説明終わります。

議長： 報告終わりました。報告第22号について、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第22号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第7 議案第40号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第40号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号23

賃貸人 北見市●● ●●

賃借人 豊永●● ●●

土地の所在 高台●● 外合計3筆 地目 畑

合計面積 44,573㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 平成30年11月1日 終期 平成40年11月1日
全契約地 44,573㎡
合意解約の合意が成立した日 令和2年10月5日

番号24

賃貸人 活汲●● ●●

賃借人 活汲●● ●●

土地の所在 活汲●● 1筆 地目 畑

合計面積 18,956㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 平成26年1月28日 終期 平成36年11月30日
全契約地 18,956㎡
合意解約の合意が成立した日 令和2年10月13日

位置図につきましては、次ページ以降に添付しておりますのでご確認ください。
以上です。

議長： 説明が終わりました。議案第40号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。
これより議案第40号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第8 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案に基づいてご説明申しあげます。

賃貸借

番号 31

貸主 双葉●● ●●

借主 双葉●● ●●

土地の所在 双葉●● 外合計7筆 地目 公簿・現況記載の通りです。

合計面積 59,866㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和2年12月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 設定後事業面積 1,036,842㎡

申請理由 貸主 農地の有効利用のため

借主 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a当り ●●円です。

次のページに農地法第3条の調査書を添付しています。全件第2項第1号から第7号まで該当しない事を確認しております。位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第41号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第41号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第9 議案第42号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第42号「農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。
今回は所有権移転、賃貸借、使用貸借、合計31件の申請がございます。

所有権移転

番号31

利用権の移転をする者 活汲●● ●●

利用権の移転を受ける者 活汲●● ●●

所在 活汲●● 1筆 地目 畑 面積 18,956㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和2年12月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

番号32

利用権の移転をする者 美幌町字●● ●●

利用権の移転を受ける者 沼沢●● ●●

所在 沼沢●● 外合計5筆 地目 畑 合計面積 35,939㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和2年12月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

番号33

利用権の移転をする者 旭町●● ●●

利用権の移転を受ける者 沼沢●● ●●

所在 沼沢●● 外合計5筆 地目 畑 合計面積 126,466㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和2年12月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

番号34

利用権の移転をする者 北見市●● ●●

利用権の移転を受ける者 豊永●●

●●

所在 高台●● 外合計3筆 地目 畑 合計面積 44,573㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和2年12月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

番号35

利用権の移転をする者 美幌町字●● ●●

利用権の移転を受ける者 美都●●

●●

所在 美都●● 外合計2筆 地目 畑 合計面積 54,943㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和2年12月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

賃貸借

番号36

利用権の移転をする者 ●●

●●

利用権の移転を受ける者 共和●● ●●

所在 共和●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 30,415㎡ の内、27,000㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号37

利用権の移転をする者 豊永●● ●●

利用権の移転を受ける者 大昭●● ●●

所在 相生●● 外合計11筆 地目 畑 合計面積 89,971㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号38

利用権の移転をする者 共和●● ●●

利用権の移転を受ける者 共和●●

●●

所在 共和●● 1筆 地目 畑 合計面積 10,723㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号39

利用権の移転をする者 共和●● ●●

利用権の移転を受ける者 共和●●

●●

所在 共和●● 1筆 地目 畑

面積 22,697㎡ の内、10,000㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号40

利用権の移転をする者 北見市●● ●●

利用権の移転を受ける者 共和●●

●●

所在 共和●● 外合計3筆 地目 畑

合計面積 19,339㎡ の内、13,000㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号41

利用権の移転をする者 札幌市●● ●●

利用権の移転を受ける者 双葉●●

●●

所在 双葉●● 1筆 地目 畑 合計面積 19,553㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号42

利用権の移転をする者 双葉●● ●●

利用権の移転を受ける者 双葉●●

●●

所在 双葉 ●●外合計7筆 地目 畑 合計面積 122,948㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号43

利用権の移転をする者 双葉●● ●●
利用権の移転を受ける者 双葉●●
●●

所在 双葉●● 外合計7筆 地目 畑 合計面積 38,296.54㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号44

利用権の移転をする者 双葉●● ●●
利用権の移転を受ける者 双葉●●
●●

所在 双葉●● 外合計2筆 地目 畑 合計面積 19,347㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号45

利用権の移転をする者 北見市●● ●●
利用権の移転を受ける者 上里●●
●●

所在 美都●● 1筆 地目 畑 合計面積 39,972.72㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和9年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号46

利用権の移転をする者 豊永●● ●●

利用権の移転を受ける者 上里●●

●●

所在 上里●● 1筆 地目 畑 合計面積 2, 269㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号47

利用権の移転をする者 緑町●●

●●

利用権の移転を受ける者 美都●●

●●

所在 美都138番1 外合計6筆 地目 畑 合計面積 26, 169㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号48

利用権の移転をする者 緑町●● ●●

利用権の移転を受ける者 美都●●

●●

所在 美都●● 1筆 地目 畑

合計面積 51, 090㎡ の内、20, 590㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a 当り ●●円になります。

番号49

利用権の移転をする者 北見市●●

●●

●●

利用権の移転を受ける者 共和●● ●●

所在 共和●● 外合計4筆 地目 畑

合計面積 42,141㎡ の内、40,000㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号50

利用権の移転をする者 共和●● ●●

利用権の移転を受ける者 活汲●● ●●

所在 共和●● 1筆 地目 畑

合計面積 14,811㎡ の内、10,000㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号51

利用権の移転をする者 北見市●● ●●

利用権の移転を受ける者 最上●● ●●

所在 最上●● 外合計3筆 地目 畑 合計面積 48,294㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号52

利用権の移転をする者 豊永●● ●●

利用権の移転を受ける者 最上●● ●●

所在 最上●● 1筆 地目 畑 面積 30,697㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号53

利用権の移転をする者 豊永●● ●●

利用権の移転を受ける者 最上●●

●●

所在 達美●● 外合計4筆 地目 畑
合計面積 40,264.86㎡ の内、36,000㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号54

利用権の移転をする者 美幌町字●● ●●
利用権の移転を受ける者 高台●●
●●

所在 高台●● 外合計6筆 地目 畑
合計面積 108,030㎡ の内、77,500㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号55

利用権の移転をする者 美幌町字●● ●●
利用権の移転を受ける者 高台●●
●●

所在 高台●● 外合計5筆 地目 畑
合計面積 31,298.80㎡ の内、22,500㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号56

利用権の移転をする者 札幌市●●
●●
利用権の移転を受ける者 最上●● ●●

所在 最上●● 外合計22筆 地目 畑
合計面積 166,586.58㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a 当り ●●円になります。

番号57

利用権の移転をする者 達美●● ●●

利用権の移転を受ける者 最上●● ●●

所在 最上●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 28,652㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号58

利用権の移転をする者 札幌市●●

●●

利用権の移転を受ける者 上里●●

●●

所在 上里●● 外合計8筆 地目 畑 合計面積 152,483㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和7年11月29日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号59

利用権の移転をする者 東岡●● ●●

利用権の移転を受ける者 札幌市●●

●●

所在 東岡●● 外合計2筆 地目 畑 合計面積 70,357㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和12年11月30日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号60

利用権の移転をする者 札幌市●●

●●

利用権の移転を受ける者 最上●●

●●

所在 東岡●● 外合計2筆 地目 畑 合計面積 70,357㎡
種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和2年12月1日 終期 令和12年11月30日
借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借
10a当り ●●円になります。

使用貸借

番号61

利用権の移転をする者 双葉●● ●●

利用権の移転を受ける者 双葉●●

●●

所在 双葉●● 1筆 地目 畑 面積 182,880㎡

種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 令和2年12月1日 終期 令和12年11月30日

成立する当事者間の法律関係等 使用貸借

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第42号より31番から35番を先議いたします。

議案第42号の内31番から35番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第42号の内31番から35番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第42号の内31番から35番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第42号の内36番から52番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終結します。

これより議案第42号の内36番から52番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第42号の内36番から52番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第42号の内53番について、質疑を行います。

本件は、津別町農業委員会総会会議規則15条の規定により、議長である私は議事参与の制限のため、退席しますので、代わって●●代理者に議事進行をお願いします。

【●●退席】

【●●議長席へ】

職務代理： 議案第42号の内36番から53番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

職務代理： 質疑終結します。

これより議案第42号の内42番から53番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

職務代理： 異議ないものと認め、議案第42号の内42番から53番については原案のとおり可決することに決定いたします。

以上で私の議長としての職務を終了し、以後の進行は田原会長にお願いいたします。

【●●職代自席へ】

【●●着席】

議 長： 次に、議案第42号の内54番から60番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第42号の内54番から60番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第42号の内54番から60番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 議案第42号の内61番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第42号の内61番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第42号の内61番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第9 議案第43号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第43号「現況証明願について」を説明いたします。
議案に基づいて説明いたします。

番号2

申請者 北見市 ●●

●●

申請地 木樋●● 外合計5筆

現況地目 畑 合計面積 11,465㎡ 利用状況 畑 所有 国有地

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 売払い及び使用料算定のため

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第43号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第43号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時20分)